

今 田 南 自 治 会

市内一斉「一日清掃デー」

令和5年11月19日(日曜)

午前9時～10時 (小雨決行)

(雨天の場合は11月26日(日)に延期し、同日も雨天の場合は中止)

1. 実施区域 : 自治会内全域の公道・公園・公共緑地
2. 清掃本部 : 今田公園に設置します。
3. 実施方法
 - ① 会員の皆さんは、午前9時から自治会区域内の公道・街路樹の周囲・公共緑地を清掃し、下記4.「収集区分」に従ってゴミ収集袋に入れ(出来るだけいっぱいに入れる)、最寄りの「ゴミ仮置場」に集めて下さい。
 - ② ゴミ収集袋は、組長さんから受取して下さい。
 - ③ 午前10時から本部役員がトラックで収集に回ります。その前に清掃作業を終わらせて下さい。
 - ④ 清掃作業が終わりましたら組長さんから飲物を受取して下さい。
 - ⑤ 不法投棄などがありましたら、組長さんに報告してください。

4. 収集区分

- ① 可燃ゴミ(紙くず、木片、落ち葉、街路樹周囲の雑草など)
- ② 不燃ゴミ(空き缶、空きビン、金属片、ガラス片、プラスチックなど)

5. 注意事項

- ① 道路の側溝などに堆積している汚泥、岩石、コンクリートなどは、ゴミ袋に入れないで下さい。
これらはゴミではありません。多量でどうしても取り除きたい場合、市の道路維持課(50-3548)に相談してください。
- ② 不法投棄の大型ゴミ(自転車、家電製品、家具、タイヤ、バッテリーなど)は収集しません。自治会区域内の道路に大型ゴミが不法投棄されているときは、市の環境事業センターに依頼して別途処理してもらうので、組長さんを通じて清掃本部に連絡して下さい。



実施対象外: 私有地内(個人の庭・駐車場・農地、共同住宅の敷地内・駐車場など)のゴミ、木の枝、不用品などは町内一斉清掃の対象としないので、各自で片付けるようお願いいたします。

以上